1 議 事 日 程(第1日)

(平成25年第1回有田川町議会定例会)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第5 議案第1号 平成24年度有田川町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第2号 平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3号)
- 日程第7 議案第3号 平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)
- 日程第8 議案第4号 平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算(第4号 号)
- 日程第9 議案第5号 平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第10 議案第6号 平成25年度有田川町一般会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成25年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成25年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成25年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成25年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成25年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成25年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成25年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成25年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成25年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成25年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成25年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第23号 有田川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第28	議案第24号	有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第29	議案第25号	有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
		いて
日程第30	議案第26号	有田川町学童保育所設置条例の制定について
日程第31	議案第27号	有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に
		関する基準等を定める条例の制定について
日程第32	議案第28号	有田川町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及
		び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
		のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制
		定について
日程第33	議案第29号	有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の制定につ
		いて
日程第34	議案第30号	有田川町都市農山漁村総合交流促進施設レストラン物販棟条例
		の制定について
日程第35	議案第31号	有田川町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第36	議案第32号	有田川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関
		する基準を定める条例の制定について
日程第37	議案第33号	有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第38	議案第34号	有田川町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
日程第39	議案第35号	有田川町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
日程第40	議案第36号	有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第41	議案第37号	有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第42	議案第38号	有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第43	議案第39号	有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条
		例の一部を改正する条例の制定について
日程第44	議案第40号	有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につい
		て
日程第45	議案第41号	有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第46	議案第42号	有田川町辺地総合整備計画の策定について
日程第47	議案第43号	有田川町辺地総合整備計画の策定について
日程第48	議案第44号	有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について
日程第49	議案第45号	平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負変更契約について
日程第50	議案第46号	平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負変更契約

について

日程第51 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 日程第52 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 日程第53 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 日程第54 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	増	谷		憲	2番	堀	江	眞智	冒子
3番	橋	爪	弘	典	4番	東		武	史
5番	岡		省	吾	6番	前	勢	利	夫
7番	湊		正	剛	8番	佐々	木	裕	哲
9番	森	本		明	10番	殿	井		堯
11番	坂	上	東洋	羊士	13番	新	家		弘
14番	西		弘	義	15番	中	Щ		進
16番	竹	本	和	泰	17番	亀	井	次	男
18番	森	谷	信	哉					

- 3 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4 遅刻議員は次のとおりである(なし)
- 5 会議録署名議員

1番 増 谷 憲 10番 殿 井 堯

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名(13名)

長 中 山 正 隆 副 町 長 山 﨑 博 司 清水行政局長 保田 永一郎 消 防 英幸 長 前 田 総務政策部長 武内宜夫 住民税務部長 坂 上 泰 司 建設環境部長 福祉保健部長 守 中島詳裕 前 総務課長 孝 田代定昭 企画財政課長 茂 林 教育委員長 早田智代 教 育 楠木 茂 長 教 育 部 長 三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

事務局長 山本泰司 書 記 林 美穂

8 議事の経過

開会 9時35分

○議長(中山 進)

おはようございます。

ただいまの出席議員は、17人であります。

定足数に達していますので、第1回有田川町議会定例会は成立いたしました。 ただいまから、平成25年第1回有田川町議会定例会を開会します。 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

開議 9時36分

○議長(中山 進)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

………日程第1 会議録署名議員の指名………

○議長(中山 進)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、 1番、増谷憲君、10番、殿井堯を指名します。

………日程第2 会期の決定…………

○議長(中山 進)

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、2月26日に開催されました委員会の結果について 御報告願います。

議会運営委員会委員長、森本明君。

○議会運営委員長(森本 明)

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告申し上げます。

去る2月26日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から3月22日までの19日間とさせていただきます。一般質問は14日、15日を予定しております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第5から日程第54までの議案46件、諮問4件について一括上程を行い、 当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。 なお、全員協議会が終わり次第、日程第5、議案第1号から日程第9、議案第5ま で及び日程第49、議案第45号並びに日程第50、議案第46号についての採決を 本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長(中山 進)

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月22日までの19日間に決定しました。

………日程第3 諸般の報告…………

○議長(中山 進)

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出されました案件は、議案46件、諮問4件であります。 また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

次に、監査委員より、平成24年11月、12月、平成25年1月分の例月現金出納検査の結果及び水道事業出納検査・定期監査の結果報告を受けていますので、お手元に配付のとおり報告します。

次に、各一部事務組合等議会に関する事項については、お手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

…………日程第4 閉会中の所管事務調査報告について…………

○議長(中山 進)

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に議会運営委員会による視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員長、森本明君。

○議会運営委員長(森本 明)

平成25年2月18日から19日にかけて議会運営委員会の視察研修を実施いたしました。今回の研修は、議会活性化に向けた取り組み等について調査するため、京都府北部にある与謝野町議会を訪ねさせていただきました。与謝野町議会は、3年前に本町に訪ねてこられたそうでございます。いろいろと議長さんに詳しく説明していただいたので、勉強が十分行き届いたと思いますので、ちょっと視察報告が長くなりますが御辛抱をお願いいたします。

与謝野町は、平成18年3月1日に三つの町が合併した町で、総面積107平方キロ、人口2万4,000人、議会の議員数は18人と、当町と全くよく似た構成をしております。

与謝野町議会では、議会基本条例や議会懇談会などさまざまな取り組みをされており、その内容についてお伺いいたしました。最初にお聞きしたのは、議会活性化特別委員会の取り組みであります。与謝野町では、議会の活性化及び改革について調査・検討を行うために、平成22年10月4日に議員7人で構成する議会活性化特別委員

会を立ち上げ、さまざまな検討を始められたとのことです。

委員会としてまず行った町民の意向を聴取するためのアンケート調査によりますと、議会の関心度の高さとともに、議会の改革を求める声など厳しい意見が多数あったとのことでした。委員会での検討は、課題を大きく五つの項目、議会基本条例、議会の組織、議会の運営、町民参加と情報公開、基本事項に分け、それぞれの項目の中でさらに細部について検討されたとのことです。

その中の1つ、議会基本条例についてお聞きしました。議会基本条例とは、議会と 議員の活動原則や住民参加を推進することなどを明文化した、議会の最高規範とも言 える条例のことでありますが、特別委員会で検討を重ね、平成24年3月28日に制 定されたとのことです。条例の内容を検討する上で苦労された点として、実行するた めにどういう方法をとるかということを考えて、理念だけを述べたような自分たちが できないようなことは入れないようにという方針で進めたと話されていました。

基本条例の第4条では、議会で行う全ての会議を原則公開としており、本会議や委員会など全ての会議を傍聴可能とし、本会議の模様はケーブルテレビによる生放送と録画による再放送、インターネットでライブ配信を行っているとのことでした。また、同じく第4条に議会懇談会の開催もうたっており、実際に懇談会を開催されていました。議員は18人全員で3班に分かれて地域に出向き、町民の生の声を聞いているとのことです。昨年3月に町内3カ所で試行的に行い、本格的実施は10月に町内11会場において開催されたということです。10月の懇談会の結果は、まだまとめられていませんでしたが、3月に試行的に行った懇談会の報告書では、町民の方から行政に対する要望や議会の積極的な公開を求める意見、また非常に有意義でよかったという声もあったそうです。

次に、質疑及び質問の方式についてお聞きしました。一般質問は30分以内という時間制限を設け、一問一答方式にて行っているとのことです。具体的には、1回目は通告している全ての項目について質問をし、それに対する執行部からの答弁があり、2回目から一問一答により行っているとのことでした。質疑は一般質問と同様に一問一答方式で行っているそうですが、1人10分以内とし、答弁時間は含んでおりません。他の議員が質疑した後、2回目の質疑10分以内が行え、質疑はその2回でとどめるということでした。また反問権、いわゆる執行部からの逆質問も認めており、町長、副町長、教育委員長、教育長の4人にのみ、予算関係以外の事項で認めているということでした。しかし、これまで町長等から逆質問があったのは、1回だけとのことです。

そして、議会広報の発行についてもお聞きしました。これまで発行してきた広報誌は毎回20ページ以上で、多いときには30ページにもわたっていました。記事の中身はいろいろと工夫されており、資料としていただいた広報誌を見ると、賛否の分かれた議案のみ、誰が賛成したか、誰が反対したかをマルバツ形式で掲載、また質疑や

討論の内容も掲載していました。また、議会懇談会の内容をまとめたページもあり、 懇談会で出された意見の内容やそのときに保留となった質問の回答なども掲載されて いました。与謝野町議会では、これからも改革に向けた検討を続け、今後は通年議会 についても検討していくとのことでした。

今回の研修では、いろいろな取り組みを聞かせていただきました。地方分権改革により自治体の権限が拡大したことに伴い、議会の役割も大きくなり、これに対応して議会改革を積極的に進める地方議会が全国的に広がっています。当町議会においても、これまで開かれた議会、住民の負託に応えられる議会を目指して取り組んでまいりましたが、今回お聞きしたことを参考にし、さらなる議会の発展に向けて取り組み、ひいては有田川町が目指す安心・安全で住みよいまちづくりの実現につなげていきたいと思います。

以上、議会運営委員会の視察報告とさせていただきます。ありがとうございました。 ○議長(中山 進)

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第54までの議案46件、諮問4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第54までの議案46件、諮問4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長(中山正隆)

おはようございます。本日、ここに平成25年有田川町議会第1回定例会を開催させていただきました。議員各位には、何かとお忙しいところ御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

きのう第8回の有田川町駅伝、ふれあいの丘と、それから明恵のスポーツ公園と、それからここ、3カ所をスタートしてA・Bコースを行って、Aコースについては、ことしは50チーム参加してくれました。一番遠いとこが兵庫県の三田市から1チーム、Bコースについては130チーム、約710名ぐらい、選手だけで参加をしてくれて、天候もよくて、事故なく無事終わることができました。御報告だけ申し上げます。

それでは、平成25年度予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、有 田川町長として所信の一端を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様に一層の御理 解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

我が国の直近の動向を見ますと、東日本大震災により経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が続く中、平成24年12月には衆議院選挙が行われ、政権交代があり、国土強靱化政策などを含む平成25年度政府予算案が1月29日閣議決定されました。国の一般会計の総額は、前年度比2.5%増の92兆6,115億円。歳入面では、新規国債発行額を3.1%減の42兆8,510億円に抑え、税収は1.8%増の43兆960億円と見込み、4年ぶりに新規国債発行額が税収よりも少なくなっています。

一方、一般会計とは別枠の東日本大震災からの復興特別会計には、16.1%増の4兆3,840億円が計上されています。この予算案の一般会計の歳入内訳は、所得税は4,070億円増の13兆8,980億円、法人税は940億円減の8兆7,140億円、消費税は2,260億円増の10兆6,490億円と見込まれています。

また、新規国債発行額は42兆8,510億円で、前年度よりも1兆3,930億円圧縮し、赤字国債は3.3%減の37兆760億円、建設国債は2.3%減の5兆7,550億円と見込まれています。ただ、公債依存は46.3%と依然として高い水準にあり、国債残高もふえ続け、平成25年度末には750兆円程度に達する見通しで、依然として国の財政は深刻な状況にあります。

また、歳出面の内訳を分野別に見ますと、地方公務員給与を7月から国と同様に平均7.8%削減するとの前提に基づくなど、地方交付税は出口ベースで前年度よりも3,921億円少ない17兆624億円で、6年ぶりに前年度を下回っています。社会保障関係費は10.4%増の29兆1,224億円で、前年度より2兆7,323億円ふえています。また、公共事業関係費では15.6%増の5兆2,853億円で、前年度よりも7,119億円ふえています。

一方、平成25年度の地方財政については、昨年末に政権交代があり、国の予算編成スケジュールが大幅におくれ、地方財政計画の公表は1カ月程度、例年よりおくれる見通しであり、この地方財政計画の前提として公表されている平成25年度地方財政対策の概要では、予算を切れ目なく執行できるよう、いわゆる「15カ月予算」の考えに即して、平成24年度において補正予算に伴う地方負担について適切な措置が講じられるとともに、平成25年度においては、地方交付税などの一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準が確保されています。

概要の主な内容としましては、地方財政計画の歳入歳出規模は前年度比0.1%増の81兆9,100億円、歳入については、地方税は1.1%増の34兆175億円で3年連続の増加。一方、地方交付税は2.2%減の17兆624億円で、6年ぶりに前年度を下回っています。

歳出については、給与関係経費が5.9%減の19兆7,500億円、地方公務員 の給与を7月から国家公務員並みに引き下げ、地方公務員給与費が8,504億円削 減されることを前提に減額し、この給与減額に見合う事業費が、全国防災事業費973億円、緊急防災・減災事業費4,550億円、それから地域の元気づくり事業費3,000億円と計上されています。

また、住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分などについては、子宮頸ガン 等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業や妊婦健康診査支援基金を活用 した国庫補助事業へ活用されるようです。

このような中、私どもの町では合併して8年目を迎え、旧3町一元化に向けての醸成も進み、安定期に入った時期であると思います。今後、これをより盤石にするとともに、さらに飛躍の年にしていかなければならないと考えています。そのためには、基本的に昨年度策定した有田川町長期総合計画後期基本計画を計画的に、かつ確実に実行に移していくことが最も重要であり、本町を取り巻く社会情勢や前期基本計画の実績等を踏まえ、本町の特性を生かした地域づくりの方向性を明確にするとともに、多くの住民参加による持続可能で自立したまちづくりを目指すことに重点を置いております。

また、国や周辺の経済、社会情勢を視野に入れた情勢対策にも積極的に取り組むことが必要であると考えております。本町で掲げる将来像、きらめき ひろがる 有田川の実現に向け、安らぎのあるまちづくり、快適なまちづくり、生きがいのあるまちづくりの基本理念のもと、限られた財源を有効かつ適切に町民ニーズに活用すると同時に、コスト意識の徹底や効率的な事業執行の推進により、持続可能な予算構造の確立を図っていきたいと考えております。

一方、地方交付税の合併算定替えの期限による平成28年度からの段階的減額については、現在、財政運営上非常に大きな課題であると認識をしております。平成32年度の合併算定替えの最終年度に向けて一層の行財政改革に取り組み、経常的な経費の節減等を図っていくことが最も重要であると考えております。しかし、極端な行政サービスの低下につながらないよう考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

また、経済情勢は若干明るい兆しが見えておりますが、依然として厳しい状況の中、活力のある町、有田川町を築くためには、行政・議会・町民の皆様方が一丸とならなければ到底なし得ることができません。私は過去の所信表明で、有田川町は限りなく発展する可能性と魅力を秘めた町であるということを信念に、行政運営に取り組んでいると申し上げました。その思いは、今も変わるものではございません。どうか議員各位には、そのことに御理解をいただきまして、御指導、御協力を賜りますようよろしく申し上げる次第であります。

それでは、予算について御説明申し上げます。

平成25年度予算は、住民のニーズや財政状況の変化に対応しつつ、将来的にも安定した財政運営ができる予算を編成することを柱として、新町まちづくりの基本方針である第1次有田川町長期総合計画後期基本計画で、すこやかで安らぎのある、心豊

かなまち、地域の特性を活かし、多様な産業、観光・交流機会のあるまち、自然と共生し、快適に暮らせるまち、地域一体となり、新しい時代を創造するまち、ふれあい、 学びあい、生き生きとした暮らし育むまち、住民参加と様々な交流により開かれたまちを目標に、常にコスト意識を持って事業の緊急性や必要性を熟慮した上で取捨選択や効率的な執行に取り組むことが重要であると考えています。

本年度は、第19回棚田サミットが本年11月に本町で開催されます。これを起爆 剤に観光振興につなげていきたいと考えています。また、継続事業でありますが、あ さぎり周辺整備、消防庁舎整備、吉備中学校整備事業及び教育並びに子育て支援の充 実に重点を置いております。

予算編成につきましては、歳入に重点を置いた一般財源枠配分方式を本年度も実施しています。このことによりまして計画的な歳出の適正化と効率化を図るとともに、本町の持続可能な財政構造を構築するという目標に向け予算編成に努めており、本町の抱える課題、問題点等を全職員が共有することにより、真に住民が必要とする事業を優先し、職員の英知を結集し、最小の経費で最大の効果を上げるよう万全の体制で取り組んでいきたいと考えております。

本年度の一般会計予算額は、前年度に比べて6億2,800万円少ない159億2,000万円となっています。また、一般会計及び特別会計の合計は、前年度に比べ4,622万4,000円増額の257億2,013万2,000円となっています。今後も町民の皆様方の御理解をいただきながら行財政改革に取り組むとともに、住民サービスの向上と財政の健全化に努めてまいりますので、議員各位にはより一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に上程させていただきました議案は、予算案件22件、条例案件19件、その他案件5件、諮問案件4件の計50件であります。

それでは、まず議案第6号の平成25年度有田川町一般会計予算について御説明を 申し上げます。

歳入・歳出予算規模は、前年度に比べ3.8%減の額にして6億2,800万円少ない総額159億2,000万円となっています。

歳入の主なものとしまして、町税は27億7,386万1,000円、前年度比103.3%を計上しています。町民税については9億661万円、前年度比109.6%、法人町民税については1億5,584万1,000円、前年度比93.2%、固定資産税については13億8,751万9,000円、前年度比101.3%、町たばこ税については2億2,562万4,000円、前年度比103.4%を見込んでいます。また、他の町税については、おおむね昨年並みの計上をしております。

なお、徴収率は納税意識が高く、県下でトップクラスに位置しているところでありますけれども、滞納対策については職員による個別徴収は今まで以上に努力することはもちろんのこと、今後も和歌山地方税回収機構等も活用し、徴収率の向上に努めて

まいりたいと考えております。

地方譲与税については1億6,100万円、前年度比96.2%を計上しています。 各交付金の主なものについては、地方消費税交付金に2億2,000万円を、自動車 取得税交付金に3,900万円を、地方特例交付金に1,100万円を計上していま す。また、その他交付金においても、平成25年度地方財政対策を踏まえたものをし ております。

地方交付税については、国から地方公共団体へ交付される総額17兆624億円は、 前年度に比べ3,921億円、2.2%減額となっておりますが、本町においても前 年度に比べ1億円、1.5%減額し、65億円を計上しております。

分担金及び負担金は1億9,125万6,000円を、使用料及び手数料は1億3,173万9,000円を、国庫支出金は教育費において学校施設環境改善交付金の減額に伴い8億378万5,000円、前年度比66.6%を、県支出金は15億8,317万円を、基金繰入金では、財政不足分として財政調整基金を3億円繰り入れし、町債は26億8,250万円を主なものとして、臨時財政対策債に6億3,000万円を、総務費に1億1,800万円を、土木費に3億50万円を、消防債に9億130万円を、教育債に5億6,540万円などをそれぞれ計上しています。その他の歳入につきましても、従来の歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上をしております。

歳出につきましては、款別に主なものとして、1款議会費では、ほぼ前年度並みの 1億881万9,000円を計上しています。

2 款総務費は、前年度より1億3,800万6,000円多い14億890万5,000円を計上しています。

主なものといたしまして、一般管理費では、ほぼ前年度並みの3億6,905万2,000円を、財産管理費では、旧金屋庁舎駐車場用地の購入などに7,397万3,000円を、企画費では、賢地区へのコミュニティセンター助成事業補助金として1,500万円を、電子計算費では、電算システムの委託料等に3,974万9,000円を、備品購入費に1,351万1,000円を、交通安全対策費では、工事請負費に522万6,000円を、情報通信基盤整備施設費では、施設整備管理委託料に4,321万円を、施設整備使用料に1,204万2,000円を、過疎対策費として、コミュニティバス運行委託に1,220万円を、徴税費の賦課徴収費では、納税前完納報奨金などの報償費に3,450万円を、評価替関連業務委託料として4,898万3,000円を、オリジナルナンバープレートの製作費に115万5,000円を、選挙費の参議院議員通常選挙費として2,738万3,000円、また町長・町議会議員一般選挙費として2,737万5,000円をそれぞれ計上しております。

3款民生費は、前年度より2億780万5,000円多い38億1,463万8,000円を計上しています。

主なものとしまして、社会福祉総務費では、町社会福祉協議会補助金に4,100万円を、国民健康保険事業特別会計への繰出金として2億9,067万9,000円を、障害者福祉費では、障害福祉サービス費に3億2,930万円を、扶助費として、重度心身障害児者医療費等に8,570万円を、老人福祉費では、委託料として高齢者福祉センター運営委託料1,344万3,000円、生きがい活動支援通所事業委託料として1,140万円を、有田郡老人福祉施設事務組合負担金として、なぎ園でありますけれども、なぎ園に2,566万2,000円、シルバー人材センター補助金として910万円、老人クラブ補助金として561万2,000円、老人クラブ事務局運営補助金として200万円を、扶助費として、老人福祉施設入所措置費に7,550万3,000円を、繰出金として、介護保険事業特別会計へ4億4,062万1,000円を、後期高齢者医療特別会計へ4億8,837万2,000円をそれぞれ計上をしております。

児童福祉総務費では、委託料として、放課後児童健全育成事業委託料や病児・病後児保育委託料、公立保育所及び私立保育所広域入所委託料及び私立保育所入所委託料等に1億7,015万2,000円を、扶助費として、乳幼児医療費及び町単独施策として実施している子ども医療費扶助に8,574万8,000円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付費補助金として7,200万円を、扶助費として、ゼロ歳から中学生を対象とした児童手当等に4億4,625万円を、母子福祉費では、扶助費として、ひとり親家庭医療費に2,640万円を、保育所費としては、前年度並みの7億3,539万8,000円をそれぞれ計上しております。

4款衛生費は、前年度より3,272万9,000円多い12億7,249万2,000円の計上をしております。

主なものといたしまして、保健衛生総務費では、委託料として、妊婦一般健康診査委託料及びがん検診委託料等に5,239万3,000円を、予防費では、予防接種委託料に6,848万5,000円を、環境衛生費では、二川ダム維持放流水発電事業実施設計業務等委託料として1,269万2,000円を、一般住宅用太陽光発電設備導入補助金として800万円を、清掃費のじん芥処理費では、プラスチック場の機械などの修繕料として2,755万6,000円を、委託料として、ごみ収集運搬業務委託料など8,296万4,000円を、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分に2億6,271万9,000円を、し尿処理費では、有田周辺広域圏事務組合分担金衛生施設分として8,091万1,000円を、合併処理浄化槽設置事業の促進を図るため町単独補助金を上積みし、合併処理浄化槽設置補助金に3,274万6,000円を、上水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金として2億3,959万円を計上しております。

5 款労働費の労働諸費では、有田川町雇用創出推進基金活用事業及び和歌山県緊急 雇用創出事業に、前年度並みの6,373万1,000円を計上しております。

6 款農林水産業費は、前年度より4億5,833万8,000円少ない13億7, 955万9,000円を計上しております。農業振興費では、中山間地域直接支払制 度交付金に1億9、334万8、000円、鳥獣害防止対策事業費補助金に2、11 0万6,000円、鳥獣被害防止総合対策交付金事業補助金に1,077万5,00 0円を、青年就農給付金事業経営開始型補助金に1,200万円を、また農地費は、 前年度に比べ3億1,500万円程度と大幅に減少しております。これは、大型事業 の農村総合整備事業費や農山漁村活性化支援プロジェクトの交付金事業費が大きく減 少したものであります。農山漁村活性化支援プロジェクト交付金事業として、あさぎ りの解体撤去事業費や駐車場整備事業費などに4、300万円、農村総合整備事業と して、小川農道新設事業費などに5,600万円、小規模土地改良事業として、西番 農道などに1、400万円、土地改良施設維持管理適正化事業で、洞谷新池用水改良 工事等に1,530万円を、公有財産購入費として、小川農道整備に伴う用地費に1, 000万円を、地籍調査費では、委託料として地籍調査測量委託料等に2億1,60 2万7,000円を、排水事業費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金として 2億3,726万3,000円を、簡易水道事業特別会計へは96万3,000円を、 林業費の林道維持改良費では、工事請負費として、林道宇井苔白馬線ほか2路線に2、 600万円を、林道新設改良費では、育成林整備事業の工事請負費として、日物川境 川線工事に6,656万1,000円を、森林整備費では、森林整備地域活動支援交 付金に601万4、000円を、間伐等実施事業補助金に1、067万1、000円、 低コスト施業に伴う作業道開設事業補助金に900万円をそれぞれ計上しております。

7款商工費は、前年度と比べて3,312万1,000円多い2億2,352万8,000円を計上しています。商工総務費では、商工会補助金として1,945万円を、観光費では、委託料として、ふるさと体験施設指定管理料に1,490万円など3,273万1,000円を、第19回全国棚田サミット開催事業費として、実行委員会補助金などを含めて1,230万円を、またふるさと開発公社法人移行に係る出捐金として3,000万円を、かなや明恵峡温泉特別会計へ繰出金として1,000万円を計上しております。

8款土木費は、前年度より1億3,257万円多い9億1,752万4,000円を計上しております。道路橋りょう維持費では、工事請負費として、道路橋りょう維持修繕事業に8,160万円を含め9,460万円を、道路新設改良費では、委託料として、橋りょう長寿命化修繕測量設計業務委託料等に4,690万円を、工事請負費として、橋りょう長寿命化事業や辺地対策事業及び合併特例事業などに2億6,880万円を、都市計画費では、市街地整備事業の工事請負費として、天満排水路等に2,900万円を、下水道費の公共下水道費では、公共下水道事業特別会計へ繰出金として2億2,328万円を計上しております。

9款消防費は、前年度より4億8,497万1,000円大幅にふえまして、16

億6,693万5,000円を計上しています。消防施設費では、工事請負費として、消防庁舎建築工事費に7億2,883万円を、防火水槽整備工事費に1,000万円を、備品購入費として、消防庁舎関係に1億9,990万円を、特殊消防ポンプ自動車に4,255万4,000円などをそれぞれ計上しております。

10款教育費は、前年度より12億6,817万7,000円と大幅に減少し、17億7,769万2,000円を計上しています。これは吉備中学校整備事業がほぼ完成し、その事業費が大きく減少したことによるものであります。通学対策費では、委託料として、スクールバス等運行維持管理委託料等に6,514万2,000円を、義務教育振興費では、町の施策として特色ある学校づくり施策への教育活動奨励交付金に1,400万円を、中学校費の学校管理費では、石垣中学校屋内運動場改修工事費として1,300万円を、学校建設費では、委託料として、吉備中学校の第2グラウンド監理業務や旧校舎等解体に伴う廃棄物処理委託料などに1,485万円を、工事請負費として、吉備中学校の第1グラウンド復旧工事、第2グラウンド整備工事、第3グラウンド改修工事、外周道路整備工事、旧校舎解体撤去工事等に6億3,240万円を、備品購入費として1,500万円を、社会教育費の公民館費では、上湯川分館耐震補強工事として1,763万7,000円を、図書館費では、備品購入費として、図書購入費に1,200万円を、体育施設費では、工事請負費として、国民プール撤去に伴う工事費1,000万円を、旧農民広場現状復旧工事費239万2,000円を計上しております。

11款災害復旧費は、ほぼ前年度並みの4億4,562万4,000円を計上しております。林業用施設災害復旧費では、工事請負費として3億5,317万8,000円を、公共土木施設災害復旧事業費の工事請負費として7,500万円を計上しております。

12款公債費では、元利償還金に26億7,974万8,000円を計上しております。

13款諸支出金は、前年度並みの1億3,253万5,000円を計上しております。基金費では、積立金として、合併地域振興基金などへ1億3,253万円を計上しています。また、一般会計から各特別会計への繰出金として、総額19億3,417万8,000円を計上しています。

そのほかにも、所用の経費を計上した結果、平成25年度一般会計予算は、歳入歳 出それぞれ159億2,000万円、前年度比3.8%の減と相なりました。

次に、各特別会計予算について御説明申し上げます。

議案第7号は、平成25年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。 国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病 の早期発見、早期治療を目指すことはもちろん、予防医療に最重点を置いた健康づく り事業を推進しているところであります。医療費は年々増加と被保険者の減少という 依然として厳しい中、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費等に38億752万6,000円、前年度比3.4%増を計上しています。なお、この財源としましては、国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び繰入金を充てることにしております。

議案第8号は、平成25年度有田川町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本年度予算として、後期高齢者医療広域連合納付金等に6億8,335万8,00 0円、前年度比1.0%増を計上しています。この財源として、保険料及び一般会計 繰入金等を充てることにいたしております。

議案第9号は、平成25年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。

介護保険事業に要する保険給付費として、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス等諸費及び地域支援事業費等に27億3,339万6,000円、前年度比6.1%増を計上しています。この財源としましては、保険料、支払基金交付金、国・県支出金及び繰入金等を充てることにいたしております。

議案第10号は、平成25年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算であります。

特別養護老人ホームしみず園の施設管理費や基金積立金など、特に今年度は緊急避難用スロープ設置の工事などがあり、1,152万9,000円を計上しております。この財源としましては、指定管理者事業拠出金100万円や特別養護老人ホームしみず園基金からの繰入金などを充てることにしております。

議案第11号は、平成25年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。

施設費の水道施設費では、委託料として施設設備管理委託料等に4,412万5,000円を、水道施設整備費では、金屋地区簡易水道テレメーター更新、清水地区統合事業及び西ヶ峯簡易水道生石地区施設整備事業などに係る委託料、工事請負費等に1億5,800万円を計上し、予算総額は5億9,729万1,000円と相なりました。この財源といたしましては、分担金及び負担金、使用料、国庫支出金、繰入金及び町債を充てることにいたしております。

議案第12号は、平成25年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。 施設管理費として2,870万8,000円を、施設整備事業費では、委託費として、上水道移設工事委託や水尻地区の詳細設計委託や第3期基本設計委託等に2億7,221万円を、下津野高瀬地区と長田地区の管渠布設工事や土生地区と下津野北筋地区の舗装工事などに9億7,200万円を、公債費に1億6,387万4,000円を計上し、予算総額は15億4,276万7,000円と相なりました。なお、財源といたしましては、使用料、負担金、国・県支出金、繰入金及び町債等を充てることにいたしております

議案第13号は、平成25年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。

現在、吉原地区、田殿地区、徳田地区、吉見地区、熊井・奥地区の5つの処理施設が供用中であります。農業集落排水施設管理費として1億473万1,000円を、公債費に1億5,155万3,000円を計上し、予算総額は2億8,318万3,000円と相なりました。なお、財源といたしましては、分担金、使用料及び繰入金等を充てることにいたしております。

議案第14号は、平成25年度有田川町簡易排水事業特別会計予算であります。 本年度予算につきましては、簡易排水施設管理費、町債の元利償還金等に198万 9,000円を計上しております。

議案第15号は、平成25年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。 本年度予算につきましては、施設管理費、町債の元利償還金等に864万円を計上 しております。

議案第16号は、平成25年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。 本年度予算は、施設管理費等に1億2,654万5,000円を計上しております。 この財源といたしましては、使用料、販売収入などの諸収入及び繰入金を充てること にいたしております。

議案第17号は、平成25年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。 本年度予算は、財産区管理会委員の報償金等に5万7,000円を計上しております。

議案第18号は、平成25年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算であります。 本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報償金及び予備費等に53万4, 000円を計上しております。

議案第19号は、平成25年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度の予算は、財産区管理会委員の報償金及び予備費等に187万9,000円 を計上しております。

議案第20号は、平成25年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報償金及び公有林整備事業債の元 利償還に伴う繰出金等に132万5,000円を計上しております。

議案第21号は、平成25年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員の報償金及び予備費等に11万3, 000円を計上しております。

議案第22号は、平成25年度有田川町水道事業会計予算であります。

まず、収益的予算であります。水道事業収益が3億7,767万1,000円で、 主に水道使用料でございます。水道事業費用は3億5,981万1,000円を計上 しており、その内容は水道施設の維持管理費や企業債償還利息等の経常経費及び減価 償却費などでございます。

次に、資本的予算であります。

資本的収入は1億8,159万1,000円で、主に公共下水道事業に伴う移設工事負担金です。資本的支出は3億6,965万1,000円を計上しております。建設改良費と企業債償還元金であります。建設改良費の主たる内訳は、北部送配水管布設替事業、配水池耐震診断設計、公共下水道工事に伴う水道管布設替事業、また新規事業としては、災害備蓄用ペットボトル水の製造事業などであります。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億8,806万円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上で、平成25年度当初予算の説明を終わります。

次に、平成25年度予算以外の議案について御説明いたします。

議案第1号は、平成24年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。

今回の補正は、歳入においては、通常予算としての町税、分担金、国・県支出金及 び町債等、現時点での見込み得る額が把握できましたので、増減補正するものであり ます。

また、補正の大きなものといたしまして、特に国の補正予算第1号で採択された主なものとして、天満熊井線などの舗装修繕事業や久野原沼谷線などの風水害対策事業における社会資本整備総合交付金事業補助金として7,260万円を、林道峠上二澤線開設に係る育成林整備事業補助金として5,400万円を、林道沼谷線など林道点検診断保全事業として、林業改良事業費補助金330万円を、小川地区農道新設事業に農村総合整備事業補助金として1,100万円などを、また前年度繰越金として2億3,714万3,000円などをそれぞれ歳入として計上しております。

また歳出においては、国の補正予算第1号のそれぞれ関連事業費や基金費では、公共施設整備基金積立金として4億円などを補正し、その他の歳出につきましても国・県補助対象費の決定に伴う補正を行い、未執行額となる見込み額を減額した結果、今回の補正額は459万7,000円減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は170億1,972万円と相なりました。

議案第2号は、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金及び保健事業費等、見込み得る額が把握できましたので、2,283万4,000円の減額補正を行うものであります。なお、補正後の予算総額は37億6,690万4,000円と相なりました。

議案第3号は、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の見込み得る額が把握できましたので、400万円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は7億1,230万3,000円と相なりました。なお、この財源としては保険料を充てることにしております。

議案第4号は、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、居宅介護サービス給付費負担金の見込み額などが把握できましたので、2,750万2,000円の補正を行うものであります。補正後の予算総額は27億1,888万5,000円と相なりました。なお、この財源といたしましては、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金等を充てることにしております。

議案第5号は、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、未執行額となる見込み額を減額した結果、65万円の減額補正を行うものであります。補正後の予算総額は5億9,218万1,000円と相なりました。

次に、議案第23号は、有田川町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

この条例は、平成24年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法において、新型インフルエンザ等の発生時、または緊急事態に設置される新型インフルエンザ等対策本部に係る条例の制定及び行動計画の策定義務等が規定されており、地方公共団体においても新型インフルエンザ対策を総合的に推進していくこととされているために、今回制定するものであります。

議案24号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、欠勤、時間外勤務手当、夜間勤務手当などの単価のもととなる勤務 1時間当たりの給与額の計算方法について、本年4月より労働基準法方式に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、吉備中学校の校舎改築に伴い設置場所の地番が変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、有田川町学童保育所設置条例の制定についてであります。

学童保育所は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に 適切な遊び場や生活の場を与え、その保護及び健全な育成を図るための施設でありま す。本町においては、現在5カ所の学童保育所を設置しておりますが、条例が未整備 であったため、今回制定を行うものであります。 議案第27号は、有田川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号による介護保険法平成9年法律第123号の改正により、指定地域密着型サービスに従事する従業者及びその員数に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、市町村が条例で定めることとされたため、今回制定を行うものであります。

議案第28号は、有田川町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律平成23年法律第37号による介護保険法平成9年法律第1 23号の改正により、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者及びその員 数に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運 営に関する基準については、市町村が条例で定めることとされたため、今回を制定を 行うものであります。

議案第29号は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟条例の制定についてであります。

この条例は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設宿泊棟について、平成25年度の業務開始に向け現在準備を進めているとことであり、本施設の業務開始に当たり、今回制定を行うものであります。なお、当該施設の概要は、木造2階建て、延べ床面積399.10平方メートルであります。

議案第30号は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設レストラン物販棟条例の 制定についてであります。

この条例は、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設レストラン物販棟について、 平成25年度の業務開始に向け現在準備を進めているところであり、本施設の業務開始に当たり条例の制定を行うものであります。

なお、この施設の概要は木造平家建て、延べ床面積462.13平方メートルであります。

議案第31号は、有田川町農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、現在、レストラン物販棟の建築工事を、また本年4月以降に、旧あさぎりの解体工事並びに駐車場整備や周辺工事を実施し、本年夏ごろには全体が完成する予定であります。この農林漁業体験実習館「本館あさぎり」の解体予定に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は、有田川町移動等円滑化のために必要は特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律平成23年法律第105号による高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律平成18年法律第91号の改正により、特定公園施設の 設置に関する基準については、主務省令で定める基準を参酌して、地方公共団体の条 例で定めることとなったため、今回制定するものであります。

議案第33号は、有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第105号による都市公園法昭和31年法律第79号第3条及び第4条の改正により、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準は制令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、有田川町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてで あります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律平成23年法律第37号による道路法昭和27年法律第18 0号第30条の改正により、道路管理者である市町村は政令で定める基準を参酌し、 特定項目に係る構造基準を除く市町村道の構造基準を、また同法第45条の改正により、市町村はその管理する道路に係る道路標識の寸法及び文字の大きさについて内閣 府令・国土交通省令の定めるところを参酌して条例を定めることとなったため、今回 制定するものであります。

議案第35号は、有田川町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてであります。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律平成23年法律第37号による公営住宅法昭和26年法律第 193号第5条の改正により、市町村は省令の基準を参酌し、公営住宅等の整備に関 する基準を条例で定めることが必要となったため、今回制定するものであります。

議案第36号は、有田川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号による公営住宅法昭和26年法律第193号第23条の改正により、公営住宅の入居に係る収入基準は地方公共団体が条例で定めることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、有田川町営きび住宅条例の一部を改正する条例の制定についてで

あります。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第37号による公営住宅法昭和26年法律第193号23条の改正により、公営住宅の入居に係る収入基準は地方公共団体が条例で定めることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成23年法律第105号による下水道法昭和33年法律第79号第7条の改正により、公共下水道の構造は、公共下水道の技術上の基準のうち政令で定めるもののほか、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるものに適合するものでなければならないこととなり、また、同法第21条の改正により、終末処理場の維持管理の基準を、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、平成25年度より西ヶ峯地区簡易水道拡張事業として生石地区において整備事業を開始するに当たり、当該地区を西ヶ峯地区簡易水道の給水区域へ加える必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、有田川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について であります。

今回の改正は、水道料金は1カ月を基本として算定しているが、1カ月に満たない 短期間での使用者に対して、特別な場合における料金の算定方法を新たに設け、利用 者の負担公平性を図り、手数料については現在の手数料を見直し、使用者に対して手 数料を軽減するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制 定についてであります。

今回の改正は、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律平成24年法律第51号の施行に伴い、障害者自立支援法という名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という名称になることから、本条例で引用している障害者自立支援法の名称変更に係る一部を改正するものであります。

議案第42号、43号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。 第42号は、生石辺地地域において、安心・安全な生活用水の確保を図るため、簡 易水道施設整備事業を、また43号では、沼辺地地域においては、地域住民の安全を 確保するために、初期消火として有効な防火水槽の整備事業をそれぞれ新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する 法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第44号は、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてであります。

この協議につきましては、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と題名が改正され、昭和25年4月1日から施行されることに伴い、当該組合規約について所要の改正を行うため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第45号は、平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負変更契約についてであります。

本契約については、平成23年9月の第3回定例会において、契約金額12億2,850万円で議決をいただいておりましたが、新グラウンド工事が農繁期と重なり完成がおくれたため、新校舎建設工事の着手時期に影響が出ました。このことにより、本工事の基礎の掘削の影響による地盤の崩壊防止や生徒の安全を確保するために山どめ工事をする必要が生じました。また、消防署より消火活動を迅速にできるようにとの要望があり、体育館の配置変更を行ったため、渡り廊下の形状を変更するなど4,252万5,000円増額して12億7,102万5,000円で変更契約を行いたく、議会の議決をお願いするものであります。

議案第46号は、平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負変更契約についてであります。

本契約は、平成23年9月第3回定例会において、契約金額1億6,616万2,500円で議決をいただいておりましたが、エアコンの節電対策や生徒の安全確保による防犯カメラの増設などにより620万5,500円増額の1億7,236万8,000円で変更契約を行いたく、議会の議決をお願いするものであります。

諮問第1号から諮問第4号につきましては、それぞれの人権擁護委員候補者の推薦 につき意見を求めることについてであります。

諮問第1号は、人権擁護委員、橋本彰氏が平成25年6月30日をもって任期が満了となります。つきましては、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号も同じく人権擁護委員、中井勇氏が平成25年6月30日をもって任期 満了となります。つきましては、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦し たいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号も同じく人権擁護委員、畑中泰武氏が平成25年6月30日をもって任期が満了となります。つきましては、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号も同じく人権擁護委員、佐々木信彦氏が平成25年6月30日をもって 任期が満了となります。つきましては、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として 推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(中山 進)

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

――ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に3階中会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

休憩 11時02分

再開 16時33分

~~~~~~~~~~~~~~

# ○議長(中山 進)

再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は、都合により、あらかじめ1時間、午後6時まで延長したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は1時間、午後6時まで延長することに決定しました。

………日程第5 議案第1号………

# ○議長(中山 進)

日程第5、議案第1号、平成24年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(中山 進)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長(中山 進)

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

······日程第6 議案第2号······

○議長(中山 進)

日程第6、議案第2号、平成24年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長(中山 進)

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

······日程第7 議案第3号·······

○議長(中山 進)

日程第7、議案第3号、平成24年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長(中山 進)

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

………日程第8 議案第4号………

○議長(中山 進)

日程第8、議案第4号、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○議長(中山 進)

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

······日程第9 議案第5号·······

○議長(中山 進)

日程第9、議案第5号、平成24年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

# ○議長(中山 進)

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第49、議案第45号及び日程第50、議案第46号を 先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第49、議案第45号及び日程第50、議案第46号を 先に審議することに決定しました。

······日程第49 議案第45号·······

# ○議長(中山 進)

日程第49、議案第45号、平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負変更契約 についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、亀井次男君。

### ○17番(亀井次男)

これは、先ほど全員協議会で、この変更契約の理由を担当のほうから説明を受けたけど、やっぱりこれは設計的な基本的なことで、設計時からもうわかってることではないかと。あとは担当委員会ときちっと説明をしていただきたいとこういう話やったと思うんやけど、そこの取り扱いはどういうふうになってるのかな。もし何で、提案をまずはして、そして採決、どっちへ転ぶんかわからんけど、採決後きちっとまた委員会と話をするっていう、執行とめて、もう1回、委員会の説明をきちっとするか。それには議長、また担当委員会に一任込みで決をとるのか、そこの点だけちょっとはっきりしといていただきたいとこう思います。議長がどういうような考えかっていうんと。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

### ○議長(中山 進)

暫時休憩します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

休憩 16時39分 再開 16時40分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(中山 進)

再開します。

教育部長、三角治君。

[「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり]

○議長(中山 進)

しばらく休憩します。

休憩 16時41分 再開 16時42分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(中山 進)

再開します。

ただいまの17番、亀井議員の質問に対して、本日ここで採決をとっていただいて、 後日、担当常任委員会のほうで詳細な説明をしていただくと、それで御理解いただき たいと思いますがよろしいでしょうか。

○17番(亀井次男)

暫時休憩。それはおかしいんよ。要はもうこれへ乗せやんか、今提案したやつを、45、46を後に回しますと。それをできるんか、できやんのか、一遍協議をしてもらうか。もう乗せたら、副町長が一応聞いてたんで、この議会の全員協議会で問題点を聞いてたんで、それのことについて副町長が答弁して答えてくれて、それで最終な締めを町長から言うて、みんながそれで、どんな賛否になるかわからんけど、そういう形でするんやったらするか、どっちかしかないと思うんやけどね。採決して、後で委員会でって言うたら……

○議長(中山 進)

暫時休憩します。

~~~~~~~~~~~

休憩 16時42分

再開 16時44分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(中山 進)

再開します。

執行部のほうから説明いただきます。

町長、説明よろしいですか。 (私語する者多し)

休憩します。

~~~~~~~~~~~~~~~~

休憩 16時45分

再開 16時52分

# ○議長(中山 進)

再開いたします。

ただいま議題とされています議案第45号の審議を中断し、後日審議いたします。 これで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

ただいま議題とされています議案第45号は、後日審議ということで決定しました。 休憩します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

休憩 16時54分

再開 16時56分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## ○議長(中山 進)

再開いたします。

続きまして、議案第46号についても審議を中断し、後日審議いたします。 これで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(中山 進)

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、3月14日木曜日、午前9時30分に開議します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

延会 16時57分